

国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 本学に、競争的研究費等の不正防止実施本部（以下「不正防止実施本部」という。）を置く。</p> <p>2 不正防止実施本部は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 最高管理責任者</p> <p>(2) 理事（非常勤の理事を除く。）</p> <p>(3) 最高管理責任者が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、<u>産官学連携本部長</u>、<u>オープンイノベーション機構長</u>、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10) 高等研究院長</p> <p>(11) 最高管理責任者が指名する事務本部の部長</p> <p>(12) その他最高管理責任者が指名する者 若干名</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(監査)</p> <p>第11条 <u>公正調査監査室</u>は、競争的研究費等の適正な運営並びに管理体制の確認及び検証のため、不正防止推進室における不正防止計画の推進状況及び検証結果を監査する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第13条 前条に定めるもののほか、研究公正担当の理事は、本学における競争的研究費等の不</p>	<p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、<u>成長戦略本部長</u>、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>3・4</p> <p>(監査)</p> <p>第11条 <u>コンプライアンス部</u>は、競争的研究費等の適正な運営並びに管理体制の確認及び検証のため、不正防止推進室における不正防止計画の推進状況及び検証結果を監査する。</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第13条 前条に定めるもののほか、研究公正担当の理事は、本学における競争的研究費等の不</p>

改 正 前	改 正 後
<p>正使用に関する学内外からの通報に対応するため、<u>公正調査監査室</u>に通報窓口を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>公正調査監査室</u>は、通報を受けた場合は、速やかに研究公正担当の理事に報告するとともに、関係部局の部局管理責任者又は事務本部関係各部に通知するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、研究推進部、<u>公正調査監査室</u>、財務部、人事部ほか事務本部各部等の協力を得て、不正防止実施本部事務室において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>正使用に関する学内外からの通報に対応するため、<u>コンプライアンス部</u>に通報窓口を置く。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>4 <u>コンプライアンス部</u>は、通報を受けた場合は、速やかに研究公正担当の理事に報告するとともに、関係部局の部局管理責任者又は事務本部関係各部に通知するものとする。</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、研究推進部、<u>コンプライアンス部</u>、財務部、人事部ほか事務本部各部等の協力を得て、不正防止実施本部事務室において処理する。</p> <p>附 則 (令和6年達示第33号)</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>